主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中和の上告趣意は、憲法三八条一項違反をいうが、道路交通法七二条一項後段のいわゆる事故報告義務の規定が、憲法三八条一項に違反するものでないことは、最高裁昭和三五年(あ)第六三六号同三七年五月二日大法廷判決・刑集一六巻五号四九五頁の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年四月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江	里口	清	太 隹
裁判官	高	i+	正	2